

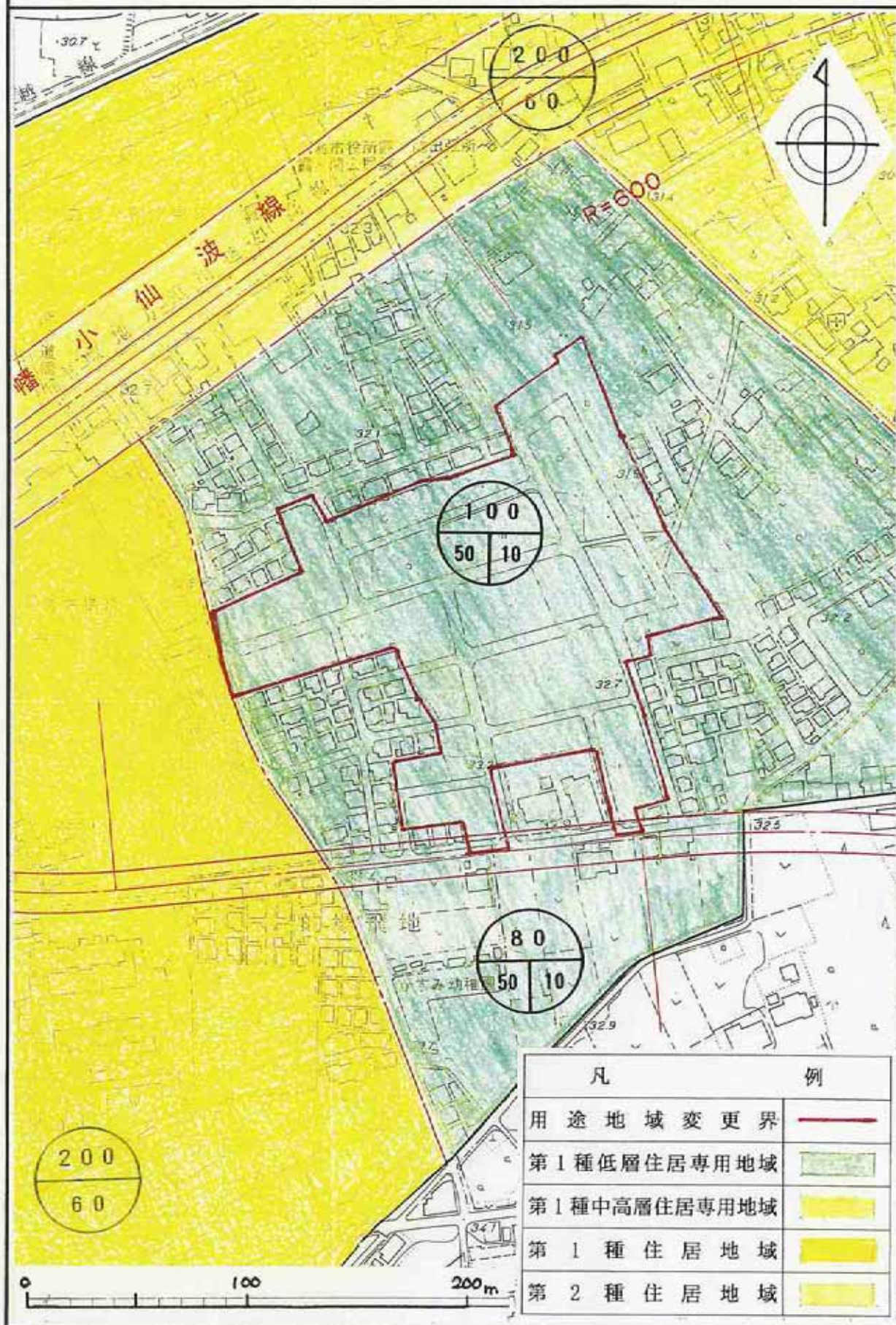
川越都市計画地区計画の変更 (川越市決定)

都市計画笠幡東前原地区地区計画を次のように決定する。

名 称		笠幡東前原地区 地区計画	
位 置		川越市大字笠幡字東前原の一部、大字的場字鉄砲場の一部	
面 積		約 2. 5 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、川越市の中心市街地より西方へ約 5. 2 km、J R 川越線の場駅より南西へ 1. 3 km、笠幡駅より東へ 1. 6 km に位置し、農地が介在的に残る地区であります。 本地区計画は土地区画整理事業の事業効果を維持増進させていくとともに、適正かつ合理的な土地利用と建築物等の規制誘導を図り、本地区にふさわしい良好な住宅市街地の形成と緑豊かな街並みの形成を目標とします。	
	土地利用の方針	敷地の細分化の防止等による適正な土地利用を誘導する事により、良好な住環境の形成を図るものとします。	
	地区施設の整備の方針	当地区内は、生活道路と街区公園が 1 ヶ所配置されます。これらの機能が損なわれないよう、維持・保全を図るものとします。	
	建築物等の整備の方針	建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造について適正な制限を定めて、良好な住環境の形成を図るものとします。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度は 1 0 0 m <sup>2</sup> とする。
		壁面の位置の制限	建築物の壁面もしくは、これにかわる柱の面と道路境界及び隣地境界までの距離は 0. 5 m 以上とする。 建築物に付属する物置又は車庫については当該規定から除く。
		かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。ただし、門柱、門扉についてはその制限は及ばないものとする。 (1) 生け垣 (2) 敷地地盤面からの高さが 1. 5 m 以下の透視可能なフェンスで、基礎の高さは 1. 0 m 以下のもの。
備 考		△一階部分の壁面後退については、出窓も対象になります。 △壁面後退は、有効寸法でとります。	

川越都市計画地区計画の変更（川越市決定）

笠幡東前原地区地区計画 地区区分図



凡	例
用途地域変更界	
第1種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	